

# アートと障害を考えるネットワーク会則

## (名称)

第1条 本会は、「アートと障害を考えるネットワーク（以下「本会」という。）」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、障害のある人による美術表現を軸に、多様な表現や鑑賞のあり方の可能性を考え、ひいては共生社会の実現にも資する情報提供を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害のある人による美術表現を軸とした多様な表現や鑑賞のあり方に関する事業
- (2) 共生社会の実現にも資する情報提供
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同して入会申込書を提出した団体・個人とする。

## (庶務)

第5条 本会の庶務および必要な調整は、滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課が行うものとする。

## (その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この会則は、本会の設立の日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この会則は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この会則の施行前に第4条により構成員となった者は、施行後の第4条により会員となった者とみなす。ただし、施行後の第2条に掲げる目的に賛同しない旨の意思表示を行い、所定の手続を行った者はこの限りでない。